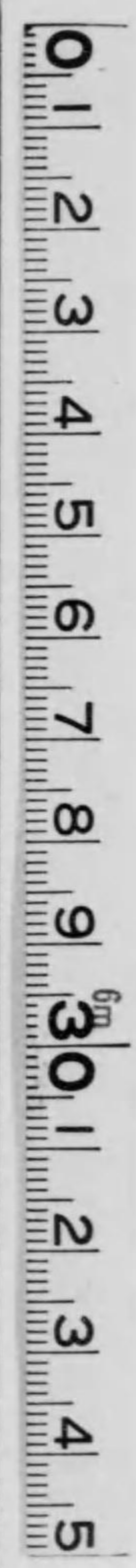


山陵考略

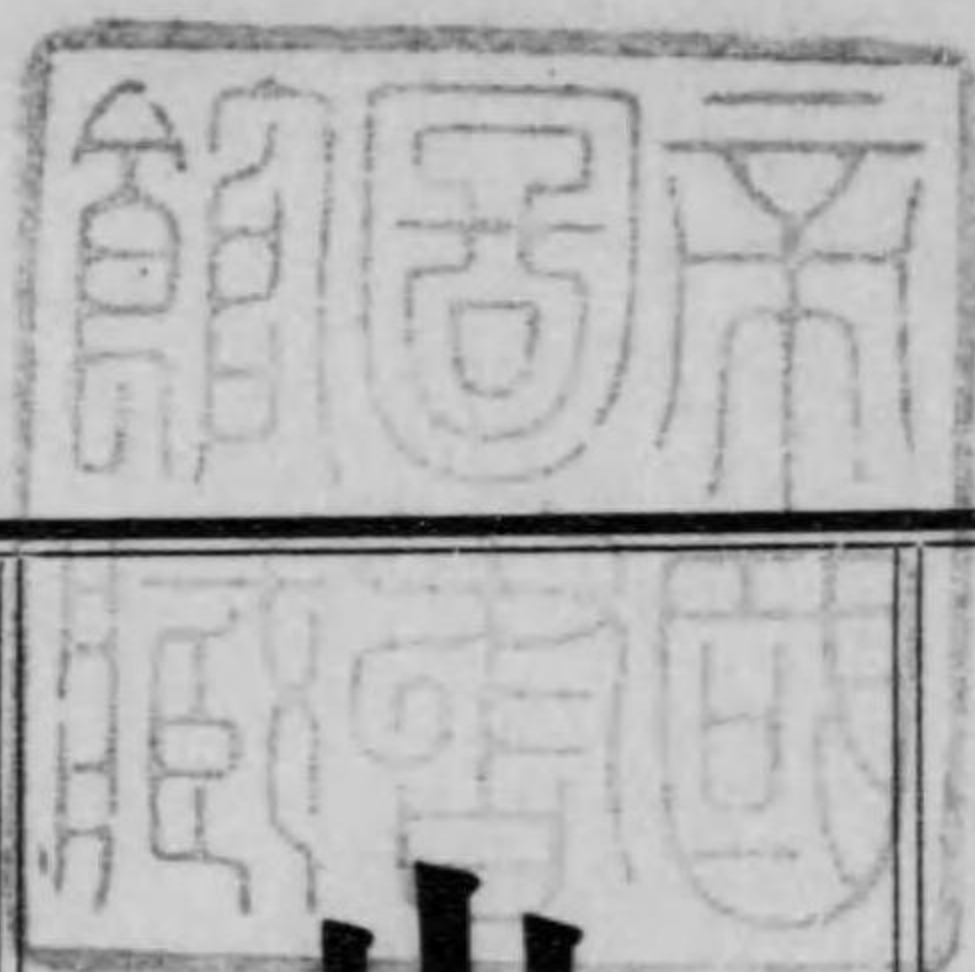
11
341



始



11-341



贈從五位山川大作翁遺著

山陵考略

池田史談會印行

序

昨大正八年秋。聖上陛下演武を播攝の野に齎はせ給ふや。恒例により昔賢に對して贈位の御沙汰あり。攝の池田の人山川正宣翁亦焉に與る。蓋し此の地郷賢中位を贈らるゝもの。斯翁を以て嚆矢となす。翁夫れ地下に在り。正に感泣せん。後世小子此の恩典を見。其の風教に及ぼす所亦大なるものあるを想ひ。心竊に歡喜措く能はず。乃ち是歲二月下旬。池田町主催の下に其の奉告祭を執行し。我が史談會是日を以て遺墨展覽會を開くの議を決するや。會員稻束芝馬太郎森萬太郎兩君竊に胥謀り。展覽會を開くは固より可なり。雖も。其の事たる止だ一時の盛のみ。宜しく翁の著山陵考略を印行し。以て不朽に傳ふべし。因て議を提げて之を西田町

長に諮る。偶郷の造酒家北村吉右衛門君座に在り。之を聞て大に其の擧を賛して曰く。聞く斯書たるや翁の尤も力を費し、所のものこ。而して翁の遺書。一も未だ刊せられず。洵に惜むべしとなす。今宜しく之を印行すべし。其の資の如きは予之を捐てんこ。議立るに成り。兩君喜び自ら禁せず。深く其の厚意を謝し。輒ち之を鉛槧子に附すこ云ふ。嗚呼斯書の行はるゝは。偏に兩君並に北村君の力に頼れり。予其の幽光を發くを思ひ。茲に一言其の來由を述べて以て序となす。

大正九年三月

池田史談會長 東 基 吉 識

小傳

翁姓は源、山川氏、名は正宣、字は子轍、又字源布、菴園と號す、別に六倉園、清宜園、芳流居の號あり、通稱大三郎、後大作と改む、攝津池田の人なり、家世造酒を業とし、屋號を西大和屋と稱す、寛政二年三月十七日を以て生る、幼にして敏慧學を好む、二十五歳始めて賀茂季鷹に従ひ和歌を學び、是より終世吟詠を絶たず、資性溫良篤實忠孝の念に厚く、而して國學に精しく書畫に工にして、最も考証に長ず、常に諸國皇陵の荒廢に歸し、且其の沿革稱號に訛誤あるを慨し、安政二年山陵考略を著けす、(本書即ち是なり、別に附圖ありと云ふも今逸す) 又名勝舊蹟の破壊せられ、先賢遺跡の堙滅に歸するを恐れ、或は碑を立て又は之を考証して、其の所在を明かにし、或は斷碑銘鑑を手拓して、

其の保存の法を講ずる等、考古の資に供するもの尠からず、著はす所明史日本傳注一卷、家集三卷(以上大阪府立圖書館藏)、山陵考略一卷、景雲遺事一卷、在根良記一卷、いはひの杖一卷、佛足石和歌集解一卷、職人盡歌合せ一卷、宗像經碑考一卷(以上大阪府田松雲堂藏)、姫島考一卷、孝子彦太夫傳一卷、握蘭考一卷(以上池田森萬太郎氏藏)等あり、本書の外皆未だ刊せず、文久三年十月二十二日病て歿す、享年七十四、邑の本養寺に葬る、配は中川氏、二男あり、其の子孫今尙在り、大正八年秋特旨を以て、從五位を贈らる、

序例

竊謂、凡諸國の 帝陵、年歲邈遠、且山野沿革の爲に、或は其稱號を訛り、または一號二三處に逮ぶものあり、目今遍く朝野の史冊以下、諸家の記録等を參考し、又專蒲生秀實北浦定政二氏の説に據て、尙僻按を加ふといへども、大和河内等の諸陵、余盡く其地を經迴せざれば、半は地圖を以て考究せり、然るに先輩は、多く形狀を察て、是非を定むれども、豈中世崩壞の難なき事を得んや、故に其決しがたきは、彼此共にしるして、後考を俟のみ、

開闢以來、延曆大同の頃に至るまでは、其陵地を失ふものす

くなし、弘仁天長以後はしらず、ゆゑに今、まづ前帙を録して、平安輦下の分は、他日の點檢を期するになん、
陵地は、專其郷里を明らかにして、後の搜索に便ならしむ、ゆゑに文義、間俗語を用ふ、觀者幸に嘲ることなかれ

安政二年秋日

山川正宣識

山陵考略 上帙

津國池田 源正謹宣述

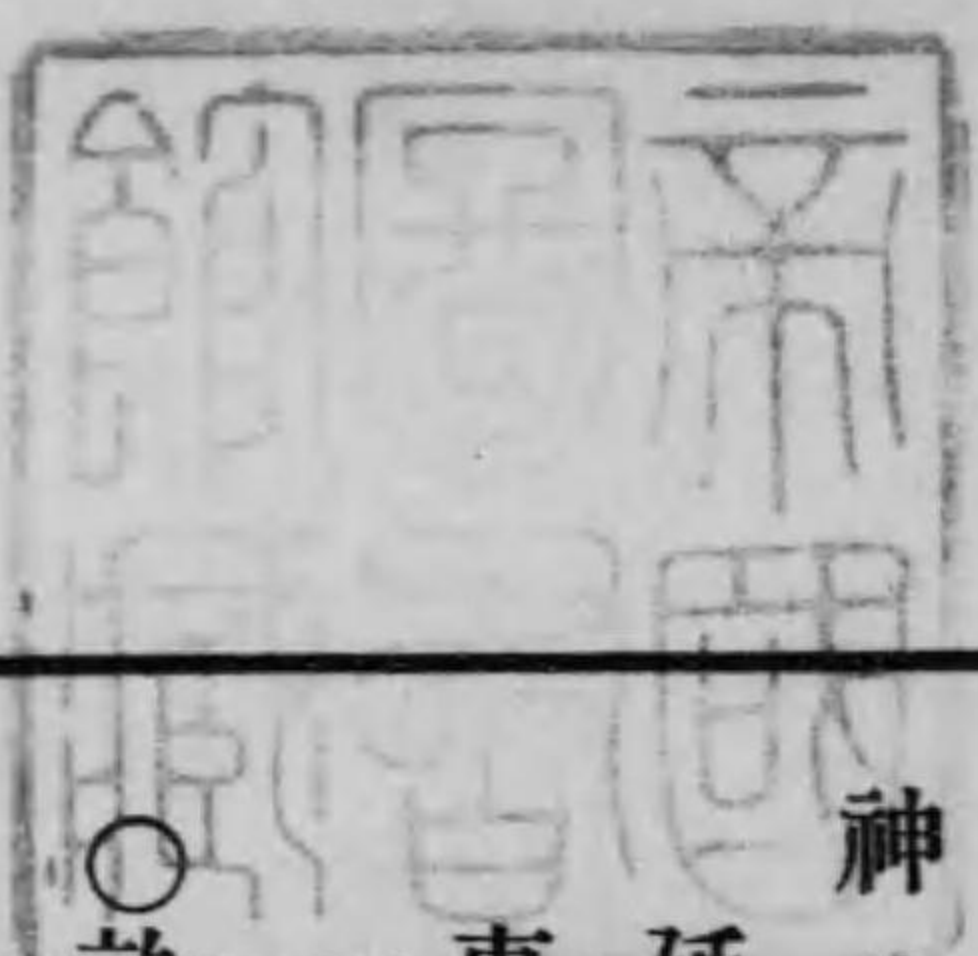
神武陵 大和

延喜式、諸畝傍山東北陵、神武天皇、在大和國高市郡、兆域、東西一町、南北一町、守戸五烟、

以下兆域各異ありて、且陵戸守戸等も、有無多少一ならず、故に今盡く畧す、但他に異なる所以あれば、亦これをしるすも有なり

○畝火山は、神武帝開國建都の地にして、今其半腹良の方、洞村の上の円丘なり、字丸山と云、當山はすべて嵩石なれども、此丘のみ崔嵬なりとぞ

傍に小祠有て、神功皇后を祭ると云、祭祀は例年九月十二日なり、按、帝の崩即今日なれば、神功功、吳音久は神武を謬れる事、他の考をまたず、



○今此山の東北五六町を隔てたる、四條村の冢をさして帝陵とせり、しかれども、古事記既に白檮尾上とこしるされたれば、其譌なる事顯然たり、又其傍に 神武田一名みさこ云郊原有、昔より此地に耕牧する時は忽崇有と云、今其謂をしらず、廟記には、こゝをもて山陵の廢址とする事无稽なり、又山陵志には今大久保村なる國源寺及帝廟も、初こゝに在し之しといへど明證あらず、此國源寺は天延の比に創立せし由、多武峯の寺記に載ぞ、○一説右に云四條村に屬せる田圃中の神武陵は、帝の皇子神八井耳命なりともいへど、そは日本書紀に、畝傍山北とせるされれば、慈明寺村なる主膳塚をば、此命の墓也といへるが當れるに似たり、又大和志には山本村なる御陵山と云傍に小祠有地をば、此命の墓とす、此御陵山他書に所見なし考ふへし、但疑ふらくは洞村の丸山なるべし

綏靖陵 全

式、桃花鳥田丘上陵、綏靖天皇、在大和國高市郡、下略、以倣之うね火山の南、久米寺の側にて、鳥田岡といへり、又字罐子

山、鳥屋村船附村等も皆此邊にて、桃花鳥及訓都幾太鳥屋船付の名を、斯傳へたるにや、

○今山の北麓、慈明寺村の主膳冢見を、帝陵とすれば、綏靖と主膳の音相似たる故にや、次下の二陵畝傍山云々こ有に、此陵のみ然らぬをもおもふべし、古事記傳には、此陵をば神武陵とす、委しくは上に見へたり○或云此陵をば中古より綏靖陵と誤り來しより、元祿享保の比の領主、神保氏をば主膳と稱せし故に、又再誤りしかともいへり、但池尻村に營有べし

安寧陵 全

式、畝傍山西南、御蔭井上陵、安寧天皇、在大和國高市郡、作陰○山の西麓と、字安禰山この峽に在、吉田村の西北なり、安禰は即 御諡にて、古事記には 畝火山の美富登とみゆ、按富登は、もこ女陰の稱にて、陰の字をも填て、記紀等に

往々此名義見へたり、半腹に小祠在て、御陰井も今山下にあり、亘四尺許、清泉之、安字井とも云

此地の形勢をもて名づけたる、上古の質朴見るにたれり式御陰井は、初活版の誤を傳へしにて、他書これに従ふは無稽之

○今吉田村の東南に、帝陵と云處あり、山陵の形だにあらず、素地名にも合ぬをや

懿德陵 全

式、畝傍山南、織沙溪上陵、懿德天皇、在大和國高市郡

○山の南麓、吉田村より南、まなご山の谷に在、古事記真名子云々字丸山と叫り、

○今畦樋村の東、道路を隔てたる東林に、小祠在處をば、帝

陵とす、其地平林にして、山陵と云べき形だにあらず、はた地名にも叶はざるをや

孝昭陵 全

式、掖上博多山上陵、孝昭天皇、在大和國葛上郡

○三室村の北、字天皇山と云、御所村の南にて、陵上に小祠在、其傍にはただと云山畑あり、蓋はかたの訛なり、又わき田と云字も有、掖上の轉語なるべし

孝安陵 全

式、玉手丘上陵、孝安天皇、在大和國葛上郡

○室村の北にて、字宮山と叫り、傍に小祠あり、東に玉手村

ありて、御所村の南に當れり

○また玉手村の東南にも、宮山と云大冢ありて、帝陵なり
こいへど、形狀時制に違へり、柏原村に屬す、式云、これは武内宿禰墓なりと考ふべし

孝靈陵 全

式、片丘馬坂上陵、孝靈天皇、在大和國葛下郡

○王寺村に屬す、馬瀬坂の東、字峰垣内、又御廟所と云、殆荒廢に屬せり、陵頂にも畑有て、半腹に聊其形を殘すのみ、可嘆、後世所創、片岡山の麓達磨寺の側

孝元陵 全

式、劔池島上陵、孝元天皇、在大和國高市郡

○久米寺の東、石川村の東南なる、岡の前に在て、池は西北のみを遠れり、古事記、劔池中岡上字中山塚、又劔淵と云、按此池は應神帝の御時になれり、陵號は後にいふ所歟、陵畔に陪家多くあり

按以上の山陵、みな丘に就て葬り奉る所なり、別に築造せるものなし、又陪家も、或は有或はなし、盡くするすに違あらず、次下の陵は別に營造し、あるひは池をめぐらす、それも亦必しからず、但多くは宮車に象れり、○陪家は初殉死なり、後これを止めらるるといへども、以後猶陪家在、蓋近侍の男女の死後其傍に葬りしにや、不詳、猶考ふべし

元祿記云又曰天王山

開化陵 全

式、春日率川坂上陵、開化天皇、在大和國添上郡、兆域、東西五段、南北五段、以在京戸十畑、毎年差充令守、これは平城宮以後の制令なるべし

○今奈良市中、林小路と油坂領の界、念佛寺の後に在て、陵地は油坂に屬す、率川は、今四町許南を流る、とぞ按延喜の時、尙既に其狹隘

元祿圖四方
竹林あり塋
地と成しは
爾後の事に
や

なる事、式の如し、況今世の爲体、垣中僅に南北四間東西
三間に過ずして、其外は念佛寺の墓地なれば、土庶の塔碑
累々たり、嘆息は猶 孝靈陵に勝るべし、環地の跡は、寺外
に聊其形残り

崇神陵 全

式、山邊道上陵、崇神天皇、在大和國城上郡

○澁谷村の東南にて、字向山ミ云、古事記に勾岡ミ云々ミあれ
ば、向は即勾の謬なるべし、三輪社の北に當れり、此澁谷
村は昔の街路にして、今の官道より四五町ばかり東なり、
景行陵に隣りて、且陵號も同じきから、古來互に混亂す
れども、右に云向山をもて、帝陵の證とすべし、景行陵の條併
せ考ふべし

垂仁陵 全

式、菅原伏見東陵、垂仁天皇、在大和國添下郡

○横領村世稱
尼辻の西、寶來村の東、大阪より奈良に往街道の南
涯に在、齊音寺村に屬す、めぐりに池ありて、寶來山ミ呼
來れり、里俗は猥に武烈
陵と云傳へたり

景行陵 全

式、山邊道上陵、景行天皇、在大和國城上郡

○崇神陵の北にて、柳本營織田
氏封の東、釜口長岳寺の南なり、字
御城山ミ云、蓋御諱 忍代別オシロワケの轉誤なるべし、又みさんざい
とも呼りとぞ
○また丹波市村の北上總村にも、字王墓ミ呼て、帝陵ミ云
處あれども、其地山邊郡の北極にして、添上郡に逼れり、か

たゞくこらず

成務陵 全

式、狹城盾並池後陵、成務天皇、在大和國添下郡古事記云 多他那美

○山陵村享保官檢録超昇寺村とす神功陵高野陵亦同の東にて、西大寺の良に當れり、字

石塚と云、其西に盾並池の跡有、秋篠寺の東なり、神功

陵は其北に在を以て、池上陵と稱するなり、盾並池は、垂仁御時築く所にして、西大

寺所傳の弘仁二年の古圖に詳なる由、北浦氏いへり、按大和志に、此池を記して、廣千二百餘畝、一名西地云々と有は甚誤之抑いつの世にか廢絶せしにや、税利の爲なるべけれど、陵號とさへなれる古池をば、をしむへき事なりけり

仲哀陵 河内播磨附

式、惠我、長野西陵、仲哀天皇、在河内國志紀郡

○葛井寺の北岡村に在、今丹南郡に屬す、字仲津山と云は、

迺御謚の轉訛なるべし、一説錦部郡上原村の大墓を、誤て帝陵とす、蓋しる、

せり、

○又播磨明石郡、垂水村攝津須磨の西なりにも、帝陵ありて字千壺と

云、所謂是は當時、庶皇子覺坂王忍熊王、爰に造營して、梓

宮の筑紫より上らせ給ふを、待れし處にて、其所以は書紀

に詳なれば、此陵地、他の率強附會せる屬とは、甚別なり、

但本陵は河内なり

神功陵 大和

式、狹城盾並池上陵、神功皇后、在大和國添下郡

按皇后在位、書紀には攝政とせるし、古事記其陵地を分注にせり、近世大日本史には

后妃傳に遷す、されど式右の如く、自余亦朝廷の尊崇諸書に詳なれば、猶其儀に従ふべきにや

○成務陵の北に在、字御靈山、又五社神と云、しかるに後世高野陵と相違へて稱す、抑續日本後紀、承和十年にも成務陵と神功陵の、南北を誤りし事をしるされたり、然るに當時改正有て後、いつの比にかまた、神功陵を、高野陵に謬りしをば、學者みな病り、今北浦氏の考によりて、其是非を述るになん、成務高野併せ考ふべし

應神陵 河内

式、惠我藻伏山崗陵、應神天皇、在河内國志紀郡

○譽田村八幡宮の北に在、陵在志紀郡、廟在古市郡、祠廟は 欽明の朝の創

立なりとぞ、餘は世間よく知所なり、御諱を村名とする事、弊習甚しきの極と云べし

○又和泉國大鳥郡、毛受八幡宮の西南に大陵ありて、傳謂、初こゝに葬り奉りて、後又改葬すこ、其年紀等は慥ならねど、次下の山陵、亦改葬を記し、古事記にも、河内寶字元年に、河内國大鳥和泉日根三郡を、和泉國とせられたり、惠我之裳伏山岡云々に見へて、毛受の地名を、今の 帝陵にも稱する事故有べし、且當陵の壯大なる事、古來未曾有にして、其築造も數年を経たるべきこおもひはからるゝなり

仁德陵 和泉

式、百舌鳥耳原中陵、仁德天皇、在和泉國大鳥郡これ壽陵の初なり、書紀に初帝

こゝに幸して、築かせ給へる事を記せり

○堺津の東に在、舳松村に屬す、字大山陵、遶池一市にして、方境の廣大なる事、他に比類なし、此邊すべて、大阪淀川昔曰の南岸より連綿して、地基一段高きが故に、大阪より堺津を経て、南海に赴く街道より、遠望するに巍然たる大陵なり、履中反正亦一瞬にみゆ

履中陵 全

式、百舌鳥耳原南陵、履中天皇、在和泉國大鳥郡

○仁德陵の南、上石津村の東に在、字みさやい、中陵にくらぶれば、方境聊劣れり

反正陵 全

式、百舌鳥耳原北陵、反正天皇、在和泉國大鳥郡

○仁德陵の北、堺津北莊津攝の東、中筋村に屬す、方境南陵に等し、字盾井シヅメ云、蓋御諱 丹比ニヒの轉語なり、宮址の丹比も、亦此地の東に隣れり

允恭陵 河内

式、惠我長埜北陵、允恭天皇、在河内國志紀郡

○道明寺の西澤田村に在、河内志云、陵畔冢十三、巨子澤田道明寺古室

○又一説其東なる國府村の、市野山をば帝陵とす、形狀は澤田村に劣れり、いづれか是なるにや、考ふべし、

山陵志に市野山は、市邊押磐皇子と云説あれども微なき由を記せり、今按此皇子は初近江國蚊屋野に葬り、後顯宗の朝、再同處にて改葬有し事、書紀に詳之、且國府は官衙なり、帝陵の側には憚るべき理にや、考ふべし

安康陵 大和

式、菅原伏見西陵、安康天皇、在大和國添下郡

○垂仁陵より西にて、街道の北に在、字保天堂ホテ云、御諱穴

穗天皇の轉訛なるべし、寶來村の西に當れり

○又垂仁陵の北に、兵庫山ヒコヤマ云冢有、是を傳へて 帝陵とす

れども、形状甚違へり、一説此冢は垂仁崩後に、常世國より香果を携へ歸りし、義臣田道間守が墓なるべしと云、所由は書紀に

詳なり、号けて西寶來とも云り、蓋し垂仁陵を寶來山と云も、もとはこの田道間守か事より出し号なるべし

雄略陵 河内

式、丹比高鷲原陵、雄略天皇、在河内國丹比郡、丹北郡、後に丹南丹北二郡と成て

、陵今は丹北郡に屬す

○小山村の西にて、島泉村に屬す、街道の南涯に在、島泉は

盖鷲原の傳訛なり、字丸山マルヤマ云、今は北面の如くみゆれど

も初は南面なりしとおぼし、道の北郊に、高鷲原と云標石を立たり

清寧陵 全

式、坂門原陵、清寧天皇、在河内國古市郡

○古市村の西なる、西浦村に在、字白髮山シロヘ云、即 御諱を

傳へ謂なり

顯宗陵 大和

式、傍丘磐杯丘南陵、顯宗天皇、在大和國葛下郡

○當麻寺の東北に在、池田村に屬す、字二兒山ニイ云、又其南

に陵家といへる村有、陵戸の裔にや不詳

○又關屋越の麓、平野村にも 帝陵、字岩北と云家あれども、地勢制に叶はずこそ、
大和志云、顯宗陵、昔在今市村、寶永中陵崩爲民居、云々これ恐らくは別の墓なるべし

仁賢陵 河内

式、埴生坂本陵、仁賢天皇、在河内國丹比郡

○丹南郡、葛井寺の南黒山村に在、字保氣山と云、蓋 御諱の轉語なり、今里俗誤て反正陵と云

武烈陵 大和

式、傍丘磐杯、丘北陵、武烈天皇、在大和國葛下郡

○顯宗陵の北築山村に在、築山は、磐杯の畧歟 字城山と云、蓋中世昔なご在しにや 此陵

南陵にくらぶれば、甚壯大なり、二帝の事迹想像すべし

と云、營造年を経し事は、書紀に見へたり

○また平野村に、車家と呼處を 帝陵といへども、形狀甚しからず、一云塚山

繼體陵 攝津

式、三島藍野陵、繼體天皇、在攝津國島上郡

○島上島下二郡の界、太田村に在、陵は今島下郡に屬す 西國より山崎路の官道、郡山驛の東にて、其西北に阿威村あり、形狀仁徳陵に彷彿たり、三島は豊島島上島下三郡の總名なる事、勝尾寺流紀に詳之

安閑陵 河内

式、古市高屋丘陵、安閑天皇、在河内國古市郡

○古市村の南高屋村に在、明徳中畠山某、此地に據て城を築く、故に今猶高屋城跡と呼り、應仁廣記に、其城は、山陵を避て造れりと云書紀に皇后及皇女を、合葬と見へたれども、后陵は別に在て、式も亦別墓とす、近年此陵の崩壊せし處より、玉器を獲たり、今古市村西琳寺に傳來す

宣化陵 大和

式、身狹桃花鳥坂上陵、宣化天皇、在大和國高市郡

○綏靖陵の北、鳥屋村の西に在、字みさゞい、久米寺に近し書紀には皇后合葬と見ゆれど、別なる事は、安閑陵に同じ
鳥屋村と越智村の間にも、陵地有て字升山と云、土人これをは帝陵とすれど、こは崇神皇子倭彦命の、身狹桃花鳥坂墓と云にあたりとさけり

欽明陵 全

式、檜隈坂合陵、欽明天皇、在大和國高市郡

○橘寺の西平田村に在、字梅山又石山、書紀に、推古朝以沙磧、葺檜隈陵云々此謂なるべし、其北を坂中と云も、亦坂合の轉語にや、地勢甚坂合と云べき處なり、大和志云傍有翁仲二軀

一云罐子山

敏達陵 河内

式、磯長中尾陵、敏達天皇、在河内國石川郡

○叡福寺世稱上太子の東、葉室村の西に在、書紀初大和廣瀨に殯し奉り、崇峻帝四年、こゝに葬る初皇后陵也又後合葬竹田皇子

用明陵 全

帝陵有て、字赤坂ニ云、しかれども本文に據時は、猶金福寺を以て、是ニすべし一云岩屋

推古陵 河内

式、科長山田陵、推古天皇、在河内國石川郡

○南山田村に在、字高塚ニ云、用明陵の南に隣れり

以下の山陵は石室あり其制又ニに至りて一變す

舒明陵 大和

式、押坂内陵、舒明天皇、在大和國城上郡

○忍坂村に屬す、字段々山、又丹塚、櫻井驛の東にて、字陀ツの方に通ふ道の左方に在、書紀初滑谷ツに葬り奉り、後又ニ、

に改葬すこみへたり

齊明陵 全

式、越智岡上陵、齊明天皇、在大和國高市郡

○土佐町より御所村に至る途、車木村の北、越智村の南に在、
字天皇山と云、岡上の名義地勢に合り、且續日本紀、天平
中に當陵の崩れたる事有き、今もくづれ易き土地也、故に
帝陵とす、

○又北越智村の東、綏靖陵の北にも、字塚穴と云陵有て、石
室等も歴然たるを、古來 帝陵といひ來れども、後輩は右
等の本文によりて、これを譌陵とす、
但天智御時に皇妹間人皇女を
ばまたこゝに合葬すと、書紀
にみねたり、兩陵の
是非併せ考ふべし

一云岩尾鳥
屋村に近し

孝徳陵 河内

式、大坂磯長、孝徳天皇、在河内國石川郡

○山田村より、二上嶽へ越る道の左に在、大坂といへるは、古來此邊の總名にて、此處より大和への間道、穴虫越に逢坂村有、蓋大坂の轉訛なり、大坂は書紀萬葉集等にもみえたり

天智陵 山城

式、山科、天智天皇、在山城國宇治郡

○粟田口より大津街道、日岡嶺を越て左方、鏡山の麓に在、陵上に小祠在東南の方に陵村有、古の守戸の後裔有て、嘉曆建武以後の文書を傳ふこと云、此邊すべて御廟野といへり又陵前に有石を沓石こと云

て、帝こ、より昇天し給ふと云、妄説あり、萬葉集、額田王歌にても其妄説を知べし
又一説、此石をば棺蓋の散落也と云も杜撰にて、これ必
宣命場なるべしと、山陵志に辯じたり

天武陵 大和

持統陵 全

式、檜隈大内陵、天武天皇、在大和國高市郡

全大内陵、持統天皇、合葬

○久米寺の南、五條野村と三瀬村の間に在、字丸山、又東明
寺塚と云、石室中に双棺あり、一は南面蓋天武、
一は西面蓋持統、とぞ、

○また土佐町の東北、檜隈村の巽方、上居村本名淨御
蓋宮號之野口村等
の西に、皇墓といへる塚を、古來 兩帝の陵と云傳へて、

地名も亦由有に似たり、いづれか是なるにや、今按帝陵に合葬も往々見ゆ、双
棺必しも證となし難きにや

文武陵 全

式、檜前安古岡上陵、文武天皇、在大和國高市郡

○欽明陵の南平田村に在、檜隈村に近し、陵上に孤松ありて、
字高松冢、又中尾と云、

○北浦氏説、前に載たる、皇墓を以て 帝陵とし、高松冢は、
形状制度に叶はずと云、安古の地名は、並に據る所なし

元明陵 全

式、奈保山東陵、元明天皇、在大和國添上郡

○奈良の西北、不退寺の西、法華寺の北に在、字大なべこ云、
蓋奈保ナホの轉訛なり、奈保山、續紀に猶山とも書るによりて、猶
は檜の誤といふ説は、却てあやまりなり

○なら坂村春日社の前に、明和中、此處の西なる山の崩地よ
り出し、碑をば建置り、即此 帝陵の碑なり、今は磨滅して
殆見えず、此碑、遺詔によりて陵に建
られし事は、續紀に詳す

元正陵 全

式、奈保山西陵、淨足姫天皇、在大和國添上郡

按諸陵式に、以下聖武桓武二帝の外は、御諡をしるさざる事、其故をしらず、但高野
陵の稱號は、其條にくはしく弁す

○元明陵の西に在て、字小なべこ云、大なべに對していへる
稱なるべし、二陵ともに法花寺村に屬す

聖武陵 全

式、佐保山南陵、聖武天皇、在大和國添上郡

○奈良の北法蓮村、眉間寺の山上に在、久安年中に當寺を建
て後、陵地を削れる事は、山陵志に委し、但今も猶後面に
は、環池の跡みえたり、此陵は東大寺より守護して、祭祀
懈怠なし、陵地の全くして、事實の分明ならぬは、猶勝れ
りこ云べし、按此地戰國の時、松永氏城を築くと云傳
ふ、損壞蓋當時の所爲にも有べきなり

高野陵 全

式、高野陵、平城宮御宇天皇、在大和國添下郡

按史前紀には寶字稱德孝謙皇帝と稱し、後紀には高植天皇とす事は其故有べし、

また式には御諱御謚、ともに載ざる事も右に云如し、世間に初を孝謙とし、後を稱徳とする事甚謂なし、こは事の次にいふのみ

○成務陵の東に並ぶ、字みさゞき、後世謬て 神功陵とする事、委上に見えたり、且今西大寺の僧徒、東大寺に倣ひて五社神の陵を、高野山と稱して祭祀せると聞き、盾並の池後池上の稱をも辨へざるにや、猶上文併せ考ふべし

廢帝陵 淡路

式、淡路陵、廢帝、在淡路國三原郡

○三原郡、賀集カシチ和名抄加之乎の中村に在、周迴六町許、中段に祠廟在、今牛頭天王と稱し、字天王森、又杉尾森とも云、其頂上をば高場と云、又小祠ありとぞ

○又洲本の西南十一个所村の、野邊宮の傍なる丘松と云處をば、帝陵とすれども、甚陵狀なし、按續紀、寶龜中に改葬ありし事見ゆれば、盖野邊宮は行在の跡にして、丘松は初葬の地なるべしと聞き、猶土人に尋ね問べし、元享の記にも、十一个所村と有又山陵志野田宮と云は傳聞の誤にや

光仁陵 大和

式、田原東陵、天宗高紹天皇、在大和國添上郡

○奈良より東方三里餘、田原庄日笠村に在、字王墓と云、伊賀名張に通ふ道の左方なり

又此西矢田原村に、帝の父王施基皇子の陵有、初墳とす、紛らはしき故に記しおく之○以下陵形また一變すと云

桓武陵 山城

式、柏原陵、桓武天皇、在山城國紀伊郡

○藤森社の東、大津路深草山の南なる谷口村に在て、好事の輩近年猥に標石を立、又山門よりも拜堂を建て祭祀すこぞ、然るに是、恐くは 帝陵にあらず、 仁明陵なるべし、山陵志の説亦おなじ

○伏見城山の頂上、良の方古御香近き地に圓丘あり、是必桓武陵なり、但今城山は官禁有て樵採を許さず、 帝陵素歴然たるを、廟陵記山陵志等に、豊臣公の爲に陵地を失ひしこしるすは、甚无稽なり、但陵地は甚小 さくなれり

平城陵 大和

式、楊梅陵、日本根子推國彦尊天皇、在大和國添上郡

○今添下郡に屬す、 元正陵の西法華寺の東北に在、常福寺より西にて、字ねち山と云、又其南に楊梅天神祠有て、地名の證とすべし

○古來この東北なる、字ひしやげ山と云、大墓をば 帝陵とす、こは式に載たる、 仁徳の皇后山背國筒城宮にて崩じ給ひし、磐之姫の平城坂上墓なるべし、式磐足姫と記す、足は之の誤にて上に云藤と同じく、活版の所爲之、又此陵は環池二市有、此制仁徳陵の外にあらず、大和志に此後墓を添上郡の鶯陵と云いへるは、今のなら坂より誤れり、古のなら坂は今の歌姫越にて、式に此墓をば盾並池上陵の守戸に、兼守らす事も見え、今のなら坂を、もと般若路と云し事は、平家物語等にも證有、此なら坂の相違は、北浦氏も考へおけり、

安政二年秋八月稿之 下 軼 嗣 著

後學丹波吉田銳雄校

山陽考略

大正九年三月二十四日印刷
大正九年三月二十六日發行

山陽考略奥付

非賣品

著者 故山川正宣

大阪府豊能郡細河村大字木部
百七番屋敷

發行者 北村吉右衛門

大阪府豊能郡池田町
府立池田師範學校内

發行所 池田史談會

大阪市東區島町二丁目八番地

印刷者 植田政藏

11
341

終

